

令和 4 年度 磐梯町ふるさと納税 返礼品募集事項

1. 目的

本町へのふるさと納税の促進と磐梯町の魅力や地元特産品の P R、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、本町へふるさと納税をされた方へ贈呈する商品やサービス等（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者及び特産品を募集します。

2. 事業者の要件

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所のいずれかを町内に有する法人や個人事業者
又は、町が認めた事業者
- (2) 町税等の滞納がないこと（町税の課税資料を確認させていただきます）
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと

3. 募集する返礼品

(1) 要件

- ① 磐梯町の魅力を伝えることができ、P Rにつながるものであること
- ② 原則町内で製造、加工、採取、栽培、販売、サービス等がなされていること
販売物については、磐梯町からのお礼品としてふさわしいもの
- ③ 町からの注文後、速やかに寄附者に返礼品が発送できること
- ④ 飲食物の場合は、原則、寄附者に到着から 1 週間以上の賞味期限が保証されるもの

(2) 寄附価格帯

寄附金額	特産品の価格	寄附金額	特産品の価格
10,000 円以上	3,000 円以下	100,000 円以上	30,000 円以下
20,000 円以上	6,000 円以下	200,000 円以上	60,000 円以下
30,000 円以上	9,000 円以下	300,000 円以上	90,000 円以下
50,000 円以上	15,000 円以下		

※寄附金額設定につきましては、自治体にて設定いたします。

※返礼品の価格には消費税が含まれます。発送に必要な経費（梱包費・送料）は、別途実費を支給いたします。

4. 返礼品の発注等について

磐梯町では、ふるさと納税の返礼品等の発注を Web システムと電子メールで行い、事業者は送り状を作成して発送し、発送の報告を Web システムで行うようになります。
(※詳細については資料をお渡ししますのでご連絡ください。また、Web システムや電子メールを用いることが難しい場合は、受発注・請求業務の代行業者を紹介いたしますので、ご相談下さい。)

○生ものや冷凍品、季節限定の特産品は、送付日等を記載するように極力対応を致しますので、ご相談ください。

○返礼品を早急に発送できない場合、事業者の方は事務局に相談するとともに、寄附者の方に遅れる旨連絡を行って下さい。

○発送する返礼品は、提案された内容や写真と必ず合致してください。

5. 返礼品の提案数

返礼品の提案数について、事業者ごとに制限はございませんが、類似の商品や磐梯町からのお礼として相応しくないものについては、後日実施のふるさと納税返礼品検討委員会にて選定させて頂く場合がございます。あらかじめご了承下さい。

6. 選 考

3、(1) の要件に照らし合わせた上で、本町のふるさと納税の返礼品として、適正と認められるか「ふるさと納税返礼品検討委員会」により総合的に判断し、選考します。

○同一価格帯に同一種類の返礼品が集中した場合は、検討委員会にて選定する場合があります。

○返礼品として決定した際には、連絡をさせて頂くとともに、磐梯町総務課との協議のもと、単価の契約をさせて頂きます。

7. 返礼品出品のメリット

(1) ふるさと納税の寄附者に返礼品を贈呈することで販路の拡大につながります。

(2) ふるさと納税に関する HP、チラシ等に返礼品及び事業者名が掲載されます。

(3) 町の HP に返礼品名や画像、事業者名などが掲載されます。

また、事業者に HP がある場合、希望により掲載欄にリンクを貼ります。

(4) 返礼品発送時に、自社製品のチラシ等を同封することで、PR が可能です。

8. 返礼品代金の請求及び支払い

- ・今回ご提案いただいた返礼品は、順次、掲載・受付を開始します。
- ・請求については月締めとし、翌月5日までに磐梯町宛てで請求書をご提出下さい。
- ・返礼品・体験プランの支払いは、上記請求に対し月末に支払うものとします。
- ・返礼品・体験プランの請求は、原則発送から3か月以内にお願いします。

9. 募集期間

令和4年2月1日（火）～令和4年2月25日（金）

10. 応募方法

別紙の申請書に必要事項を記入し、磐梯町総務課まで提出してください。

- 磐梯町ふるさと納税 返礼品申請書（様式第1号）
- 磐梯町ふるさと納税 誓約書（様式第2号）
- 特産品1セットの提供をお願いします。（写真撮影および食品表示の確認のため、原則返却致しません。返却希望の場合は様式の「返却が必要」にチェック願います。）
特定の季節しか採取できない農産物は、メール又はCDにて写真等の画像データを提出してください。
- 体験プランをご提案いただく場合は、イメージ写真を提供してください。
- 事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

11. 個人情報の保護

事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、磐梯町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、特産品の送付以外の目的に使用する事ができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

12. その他留意事項

- （1）積極的に磐梯町のPR等を行い、セールス活動に努めていただきます。
- （2）事業者は、あらかじめ申込みした返礼品の変更・辞退をする場合や、返礼品に関して発送の遅延（1ヶ月程度）、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに磐梯町総務課へ報告してください。
- （3）事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対

応じて解決に努めるものとし、苦情内容について磐梯町総務課へ報告してください。また、品質等による補償やクレーム対応、それに伴って新たに発生する費用については、事業者で責任をもって対応することとします。

- (4) 町は、登録された事業者及び返礼品が本要領2、及び3、に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取消す場合があります。
- (5) 町は、申込内容に虚偽があった場合若しくは町に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取消す場合があります。
- (6) 受注業務と送り状の発行、および請求業務を請け負う代行業者を紹介いたします。
代行業者を利用した場合、発注の連絡をメールか FAX で受け取り、商品を用意し、クロネコヤマトが持ってきた送り状を貼り付けて送るだけで、発送した分の代金が振り込まれるようになります。手数料は1件300円（税別）となります。
Web システムの利用が困難な方や、事務的な業務負担を軽減したい方はご連絡ください。（代行業者は会津若松市の本田屋本店有限会社です。）

13. 申込み・問合せ先

磐梯町総務課 担当：石部

〒969-3392 磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855

TEL：0242-74-1223

FAX：0242-73-2115

MAIL：bandai-zaiseikanzai@town.bandai.fukushima.jp